## 【参考和訳】Insurance Accounting Newsletter 第 19 号

2011年3月

審議会を分けた"不成功に終わった販売活動"

前回の我々のニュースレター公表以降も、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)の合同会議では、引き続き高い緊張感が保もたれている。保険会計に関する共同プロジェクトの進捗は、保険ポートフォリオに新契約を加えるために発生した販売に係るコスト(distribution cost)の会計処理を巡って両審議会が合意に至らなかったことから、最初の障害物に突き当たっている。

議論されている論点は、保険証券販売のための作業で、最終的には契約締結に至らなかったもの、即ち、不成功に終わった販売活動(unsuccessful efforts)に関連して発生したコストについてである。IASBは、全ての販売に係るコストを吸収出来る能力を持つポートフォリオを保険者が組成し得る場合には、その様な不成功に終わった販売活動に関連して発生したコストであっても、販売時点においてはポートフォリオ組成のためのコストの一部であり、会計上の損失を認識すべきではないと考えている。これに反して、FASBは、不成功に終わった販売活動に関連するコストは、直ちに費用処理すべきであると考えており、このことは結果として将来の年度で収益認識される多額の繰延利益を抱えるポートフォリオを構築することになる。

無配当契約に適用される割引率の選択に係る困難なトピックスについては収斂的な結論 (convergent decision) が下された。Deloitte のプレゼンテーションを含む、幾つかの教育セッションと集中審議を経て、両審議会は、割引率の選定に関して"トップダウン"及び"ボトムアップ"の両アプローチを容認することに同意した。

これは、保険負債とそれを担保する金融資産の相互作用から生ずる会計上のボラティリティーを軽減するために、複数の関係者が求めていた"トップダウン"アプローチの使用が 最終の基準書でも容認されることを意味している。

この割引率の問題及び他の論点が、2月10及び11日に開かれた FASB の単独会議を出発点とする幾つかの会議において議論された。両審議会は、2月の16,17及び18日に連続して会同し、又、3月の1及び2日、更には14及び15日にも合同会議が開催された。重要な論点に関する我々の見解を読者に提供することを目的として、我々はニュースレターでコメントしているが、両審議会が暫定結論に達する前の異なった会議で、しばしば同じ論点の幾つかを順不同で再検討していることから、我々のコメントは、論点が討議された

順序に拘泥することなく発表されている (注)。

両審議会は、米国で3月21及び22日に合同会議を開催し、次いでIASBは、ロンドンで保険ワーキング・グループとの会議を主催し保険アドバイザーと協議する予定である。保険プロジェクトは、もし間に合えば6月末迄に最終のIFRSの基準書を公表するというタイムテーブルの中間地点に差し掛かっている。

(注) Deloitteは、個々のIASBの会議の直後にupdateを下記IAS plusのサイトで公表している。 <a href="http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm">http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm</a>

新契約費に関する異なった見解(Diverging views on acquisition costs) (3月2日)

2月2日の会議で、両審議会は、新契約費についてはポートフォリオ・レベルで把握された 新契約費が将来キャッシュ・アウトフローとして含まれるべきであるという結論に既に達 している。これは、草案で提案されている個々の契約レベルでの増分コストのみを認める との条件とは異なるものであり、同時に実務での整合的な適用を担保する必要もあること から、この結論の詳細を更に議論するための別の機会が必要になった。

正確に 1 ヵ月後、スタッフは、新契約費について単一のアプローチを提案することは出来ないということを認めるペーパーを提出した。このペーパーには、多くのスタッフによって支持されている提案とともに他の選択肢となり得る見解も含まれている。

主たる提案は、保険契約のポートフォリオのキャッシュ・フローに含まれるべき新契約費は、新契約費の内、契約獲得に成功したものに関連する直接費に限定するとするものであった。この提案では、同時に、適用ガイダンスの作成が強調され、スタッフが考えるこのガイダンスは詳細なものであるべきであり、更には、強制的に適用されるべきものであるとされている。

新契約費を、獲得に成功した契約に関連したものに限定する論理的根拠には以下のような 主張が含まれている。

- ・不成功に終わった販売活動は、将来の便益を持っていない。
- ・結論の背景の草案に示されている両審議会の見解、即ち、新契約費は発行された契約に のみ関連することが明確に識別し得るコストであるべきであるとする見解と整合的であ る。

・成功した販売に限定した契約レベルで測定されるコストとするその他の基準書と整合的 である。

両審議会の決定は、未だなされていないが、スタッフは更に、新契約費を直接コストに限 定すること、及び、このコンセプトを実務で如何に実行するかに関する適用ガイダンスを 作成することを提案している。

他の選択肢となるスタッフの代替提案は、期待キャッシュ・フローに含められる新契約費は、契約獲得に成功したコストに限定されるべきではなく、更に、新契約費の識別は、履行キャッシュ・フローをポートフォリオ・レベルで認識するという基準と同じ考え方に立って行われるべきであると提言するものである。

議論の過程で、スタッフのいずれの提言による場合でも、契約上の活動に関連するコストの配分の程度を決定しなければならないことが明らかにされた。このことで、増分テストを放棄することとした 2 月の決定は、関連するコストのベースの定義についての更なる作業を審議会がスタッフに要請する結果となり、更には、最終の IFRS の基準書の中で必須とされる、新契約費に関する適用ガイダンスの作成も要請されるようになったことが確認された。

意見の相反は、新契約費を成功した販売活動に関連するコストに限定するか否かの問題を 契機として起こっている。

FASB は、成功した作業アプローチを提案するスタッフの提言を全員が支持し、一方、IASB の審議会では 10 名の理事が、成功した販売活動及び不成功の販売活動の双方から生じたコストを含む他のスタッフの代替提言を支持した。

新契約費は、契約キャッシュ・フローの一部であることから、新契約費の定義は、その他の全ての履行キャッシュ・フローに適用される原則と整合的であるべきであるという認識が、多くの IASB の理事の投票行動の動機となっていた。

IASB の立場を支持すると思われる他の視点 (angle) は、保険契約に係る会計モデルは、今や明らかに会計の単位としてポートフォリオをベースとしており、従って、ポートフォリオ構築のためのコストは、契約レベルでの努力が成功したか否かによって区分されるべきものではないという点である。新契約費を成功した販売活動に限定するアプローチを採用する場合、販売活動の結果をベースとしてコストを区分整理する必要から、複雑になる可能性のあるシステム開発が必要となるが、このアプローチではその様なシステム開発の

必要はない。一つの例示として、IASBの理事の一人は、成功した販売に対して仲介人に支払われる手数料は、結果として成功しなかったが、保険契約者となる可能性もあった他の者に対して行った販売活動のために費やした時間に対する報酬でもある、という指摘を行った。FASBのアプローチを採用する場合、この様な手数料についても、成功した契約に関わるものか、不成功であった契約に関わるものであるかの区分が要求されることになる。

#### Deloitte の立場 (Deloitte position)

両審議会は、新契約費の識別のために同様のベースに従ってアプローチしているように見えるが、保険負債の測定に新契約費を含めるための原則では、両審議会の間に見解の相違を生じさせた。

草案の増分コスト・アプローチについて我々は、直接コストの考え方を支持する立場から、この増分アプローチの放棄をコメントレターの中で提言した。この点に関して我々は、FASB 会計基準アップデート(ASU)No.2010-26「金融サービス - 保険(トピック 944)」に従った保険会計の考え方(text)では、成功した販売活動に関連するものとする原則が確立されている、最近の US.GAAP の開発の状況を認識している。

このアプローチは、成功した販売活動に関連する費用のみが含まれるという原則を選好する FASB の立場と整合している。

無配当生命保険契約の割引率の選定にトップダウン手法が認められた (Allowing "top down" methods to select discount rates for non-participating life contracts) (2月17, 18日及び3月15日)

以前の我々のニュースレターでも触れたように、保険契約の会計処理のために割引率を選択する作業は、新しい IFRS の基準書の必須の構成要素である。

無配当生命保険契約に係る割引率の選定は、割引率選定に係る議論の中でも最も重要な論点と思われることから、両審議会は、2月中旬の合同会議の間この論点に関する討議に焦点を当てた。

暫定結論として公式な資料でも報告されているように、両審議会は以下のような決定を行った。

- ・ 割引の目的は、貨幣の時間価値を会計に取り込むこと、及び、保険契約の属性を反映 させることにある。
- ・ IFRS は、割引率判定のための方法については規定しない。
- 割引率は、
  - (a) そのキャッシュ・フローの時期、通貨及び流動性を含む属性が保険契約負債のそれ を反映する商品の、観察可能な現在時点の市場価格と整合的であるべきである。な お、保険者の不履行リスクの影響は割引率に反映されるべきではない。
  - (b) 観察可能な比率に影響を与えてはいるが、保険契約負債との関連性のない要素は除外されなければならない。(この様な要素として、保険負債の中には含まれていないが、市場価格が観察可能な商品の中には含まれているリスク、例えば、信用リスクがある。この様な信用リスクは、保険契約者には移転不能であり保険者が負担している。)
  - (c) 及び、保険契約負債の測定の何処にも反映されていないリスク及び不確実性の影響 のみを反映すべきである。

ここで最も重要な決定は、上記 2. の明確な主張、即ち、IFRS は、割引率選定のための方法について規定する予定はないというものである。これによって、リスクフリー・レートのイールド・カーブに流動性プレミアムを調整したものを使用して割引率を算定するとする単一の測定方法のみを認める公開草案 (ED) の限定的な規制が撤廃され、保険者が IFRSの目的を達成するために参照資産の市場でのイールド・カーブを特定の控除で調整するトップダウン技法を使用することも容認された。

IFRS の最終基準書の本文で、割引率選定に係る特定のモデルを規定する予定はないとする主張は、財務諸表の作成者によって選定された方法の適切性について判断するための判断基準を利用者に提供するために割引の目的を明確にすることの必要性を高めた。IFRS 基準書の本文のドラフトが、各理事からのコメント募集及び投票のため、個々の理事の手許に配布されることになるが、投票前のプロセスの一部としての基準書本文の校正は、その投票の少し前の週から始められると思われる。

債務不履行から生ずる期待コスト並びに当該コストに係るリスクの控除を両審議会が要求することについて、両審議会はスタッフと合意した。この論点に係る討議を聴いていると、トップダウンアプローチの下で信用リスクの調整を要求することについてガイダンスが何処まで踏み込むかについては必ずしも明らかではない。特定の負債商品に関連する債務不履行の期待コストをベースとして負債商品の減損を考える IFRS 9 のアプローチとこの調整アプローチは平仄が合っていることから、Deloitte はこれを支持している。現在ドラフトされている IFRS 9 のアプローチは、特定の資産(又は、資産のポートフォリオ)が蒙る不

履行コストの確率加重された平均値の見積を要求しているに過ぎない。IFRS9 とは異なり保険の割引率については、保険者は、想定される不履行のスプレッドに加え、その様な期待コストに関連するリスクを表現するスプレッドについても控除しなければならないとすることについて両審議会は同意している。

両審議会は、更に、関連する個々の主たる通貨のイールド・カーブについて財務諸表に開 示する開示要求を含めるようスタッフに指示した。

3月14日の両審議会の合同会議において、スタッフは、代用レート(proxy rate)使用の可能性について更に探求を加え、その様なレート選択のための幾つかのベース並びにその様なレートが使用される状況について明確に表現したペーパーを提出した。その様な便法の導入は、割引率は保険契約のキャッシュ・フローの属性を反映するものでなければならないとする明確な目的を達成するものではないことから、最終のIFRSの基準書には盛り込まないとするスタッフの提案に両審議会の大方の理事は同意した。

しかしながら、保険契約に係る新しい基準の適用範囲に多数の金融機関ではない企業を含めることを新基準の適用範囲に関する規定が要求する場合には、その様な便法が有用である可能性があることから、FASBの理事はこの件に関する彼らの結論につき再検討する権利を留保した。

#### Deloitte の立場

保険者は、基礎となる保険負債のキャッシュ・フローの属性を最もよく反映する割引率を 選定すること、及び、期待不履行コストを控除した参照資産のポートフォリオを使用して その割引率を測定することが許されるべきであるという考え方を我々は支持している。ト ップダウンアプローチの計算過程で不履行の期待価値を調整する手法は、IFRS9 のモデ ルと整合しており、我々はこのアプローチを選好している。

割引率を補完するためのイールド・カーブの開示は、保険業界の中での比較可能性の適切なレベルを投資家に提供するものであり、更に、財務結果に異なる割引率が与える影響についての理解を助長するものと思われる。

割引率はロックインされない(The discount rate will not be locked-in) (3月1日) 3月末までに割引率に関する結論を得るという再審議計画に従って、3月のセッションを通 して将来の会計モデルの重要な構成要素について両審議会は議論を重ねた。

コンサルテーションの期間の間に受領したフィードバックに基づいて、固定されない割引率は、経済的ミスマッチが示すレベル以上のボラティリティーを増加させることになり、結果として基礎となる契約の経済性を忠実に表現するものにならない、という重要な懸念が保険会社の中に存在することについてスタッフは報告した。多くの回答者が、保険契約と金融商品の取り扱いに横たわる平行線について述べており、(償却原価モデルに適用される方法に類似する)割引率を固定する方法が、履行モデルアプローチにはより適切と思われると提言している。

スタッフは、回答者が喚起した懸念について議論はしたが、推挙された主張のメリットは限定されているという結論に達した。従って、スタッフは、両審議会は固定しない割引率を維持するよう提案した。殆ど何の議論もなく、両審議会の全ての理事がこの提案に同意した。

#### Deloitte の立場

我々はコメントレターの中で、通貨及び負債のキャッシュ・フローのデュレーションがマッチする参照資産のポートフォリオから不履行の期待コストを取り除く、"トップダウン"アプローチを用いた現在時点での割引率を支持している。

Deloitte の好みは、我々が、保険契約を会計処理するために割引率をロックインすることは、実行可能な解決策であるとは考えていないという事実に表れている。保険者が償却原価法評価の金融資産を有する状況には、参照資産のポートフォリオの割引率から生じた将来に向かっての変動を、残余マージンの再較正の一部とすることによって対応するという提案を我々は行っている。

# 損害保険契約の割引 (Discounting non-life insurance contracts) (3月1日)

ロックインされた割引率の使用に反対する決定を下した直ぐ後で、両審議会は、提案されているビルデイング・ブロック・モデルの対象外とされる短期の損害保険契約の取り扱いに関して、基本的には米国の損害保険者である複数の回答者が指摘した懸念に焦点を当てた討議を行った。これらの回答者は、ED で提案されているモデルは、過度に複雑であり、

又、損害保険契約に割引を適用することは結果として忠実な表現にはならないという懸念 を表明していた。

スタッフは、これらの懸念に理解を示し、以下の提案を行った。

- ・ 短期の保険事故発生前期間を持つ契約(例えば、EDで提案されている12ヵ月又は、 それ未満の契約)及び保険金精算期間が保険事故から1年未満である契約については、 割引計算を免除する(短期契約、短期テール契約)。
- ・ 合理的に確定可能な(determinable)保険金支払パターンを持ち、保険金精算期間が 長期に亘る契約は割引計算の対象とする。
- ・ キャッシュ・フローの時期及び/又はその金額が不確定である保険金請求期間が長期で ある契約については割引計算の対象とする。

両審議会は、スタッフの最初の提案について広範囲に討議した。複数の理事は、スタッフの提案に拠れば、割引することなく契約の開始から保険金精算完了日までに 2 年が経過することを許容することになるという懸念を示した(即ち、保険事故が契約のカバー期間の末日に発生し、精算に 1 年を要するものとすれば、契約カバー期間と、保険金精算期間を合算すれば 2 年となる)。他の複数の理事は、その意図が損害保険のみを対象としているであろうことは理解出来るが、現在のスタッフ提案の用語では、一定の生命保険契約(例えば、短期契約の定期保険)にも同じように適用されると思われ、この決定が適切なものかについては確信が持てないという懸念を表明した。

審議会の複数の理事は、割引に重要性がない場合、短期契約及び短期テール契約に割引計算を適用することを回避するため、この割引に関する問題への望ましいアプローチは、IFRSがどこかで使用している重要性のコンセプトを適用することではないかという疑問を提起した。しかし、他の理事は、両審議会は、今まで重要性のコンセプトを定義して来ておらず、割引計算が重要か否かについては、結果として財務諸表の作成者と監査人の判断に委ねられることになるという注意喚起を行った。この重要性の判断は、法域毎に異なるものと思われることから、この提案は却下された。

全体としてこの論点に関しては多量の議論が行われたにも拘わらず、審議会は、適用除外を認めるべきか否かについての結論に到達することは出来ていない。短期契約に係る修正アプローチを再討議するペーパーを後日用意する際、この提案を再度検討するよう両審議会は、スタッフに提案した。

2番目のスタッフの提案についての見解の相違はなかったが、審議会の複数の理事から2番目と3番目の提案に異なる用語が使用されている意味(substance)について質問が出され

た。キャッシュ・フローの時期及び金額が不確実であったとしても、保険者がこのキャッシュ・フローの見積をすることは依然として可能であり、更に、割引率を使ってこの見積額が割引かれると思われる。スタッフは、この問題は単純に、コメント期間に回答者から喚起された提案に従って論点をドラフトする際に生じた用語の問題に過ぎないという説明を行った。スタッフは、第2及び第3の提案が実務で異なるという現実の状況は想定出来ないことを明らかにした。これらの諸点をベースとして両審議会は、第2及び第3の提案の双方を支持することに同意したが、議論されたコメントを勘案して用語を注意深く改訂するようスタッフに要望した。

#### Deloitte の立場

コメントレターの中で我々は、保険契約のキャッシュ・フローの割引期待価値の原則を支持しており、更にコメントレターに、"保険契約の測定には、保険者が、保険契約を履行するにつれ発生する、将来のキャッシュ・アウトフローの期待現在価値から将来のキャッシュ・インフローを控除したものを含むべきであり、この処理は審議会の測定目的と整合している。割引の対象とされるキャッシュ・フローは、異なった時間軸のなかで受領され/支払われるものであることから、EDでの用語は、割引計算のために全てのイールド・カーブが用いられるべきか、又は、単一の割引率が用いられるべきかについて明確になるよう、改訂が行われる可能性がある。"と記載した。

有配当契約に係る割引率に関する第1歩

(First steps on discount rates for participating contracts)

(3月15日 - 教育セッションを含む)

保険契約の他の大きなグループ、即ち配当受給権(participating right)を持つ保険契約の検討を開始した3月15日の合同会議において、割引率については引き続き十分な再審議の対象とするという結論に至った。この様な契約は、保険契約であると共に投資契約であり、当該契約の保有者に支払われる給付金は、契約のキャッシュ・フローを担保する資産の価値に、少なくともその一部は、依存している。この合同会議において、有配当契約に係る割引率について2つの重要な暫定結論に達した。

- a) 有配当契約に適用される割引率に係る目的については、先月暫定的に合意した無配当 契約のそれと平仄を合わせたものとする、及び、
- b) 有配当契約のキャッシュ・フローの担保となる資産の価値への依存性をどの様に反映 させるかについて最終の IFRS の基準書にはガイダンスを含めるものとする。

この全員一致の結論に到達する過程で、両審議会は、2010 年 11 月に公表されたスタッフペーパーを参考にした。このペーパーでは、有配当契約のキャッシュ・フローが以下の様なキャッシュ・フローの3つのセットにわたり分析されている。

- ・ 資産価値の使用によって負債の測定が、有効且つ完全に行い得る場合にはその資産 価値を直接的に反映したキャッシュ・フロー
- ・ 資産価値には依存せず、従って、無配当契約に係るキャッシュ・フローと同じキャッシュ・フロー
- ・ 組込みオプション及び保証から生じたキャッシュ・フローとされた結果として資産 価値を間接的に反映したキャッシュ・フロー

審議会は、このペーパーは、最終の IFRS 基準書に含まれる強制的な適用ガイダンスの開発のために有効な基礎を提供する可能性があることに言及した。

この再審議の前に、両審議会は、CNP Assurances の Group Accounting Director の Michel Pinton 氏及び Actuary で同じ CNP Assurances の Baptiste Brechot 氏による同じテーマ のプレゼンテーションを聴いている。Pinton 及び Baptste の両氏は、両審議会に提出され た結果の開発及び試験について CNP Assurances のアドバイザーを務める Deloitte のパートナーの Eric Meistermann 氏と共同でプレゼンテーションを行った。"資産負債レート (Asset Liability Rate: ALR)"が、有配当契約の割引率算定の提案である。

ALR 手法は、測定の対象とされる有配当保険負債を担保する運用ファンド (participating funds) で保有されている資産の期待リターンから稼得されるイールド・カーブを用いて、割引率を算定するものである。

イールド・カーブは、必ずしも市場と整合的ではなく、代わりに、運用ファンドを形成する資産の種類毎に会計上の目的から選択されたものと同じベースが用いられる。それらの資産の会計上の価値を利用して測定されたイールド・カーブから、次いで("リスク中立"の環境下では)信用スプレッドが控除され、更に、ALR カーブに到達するために流動性プレミアムが加算される。

プレゼンテーションでは、ALR 手法はオプション及び保証に係るキャッシュ・フローを全て会計に取り込むものであり、更に、資産のデュレーションを超えるキャッシュ・フローの割引のためには先物市場と整合的なリスクフリー・レートを用いるものであることが説明された。

#### Deloitte の立場

コメントレターの中で、ED は、"保険負債のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性が、対応する資産の運用実績に契約上依存している場合には(即ち、有配当保険契約のキャッシュ・フロー)、保険負債は、この関連を踏まえた上で測定しなければならないことを認識しており、我々はこの原則を支持する"と表明している。

更に、保険契約に係る割引率の選定についての詳細な提言の中で、我々は、2010 年 11 月 8 日に公開された割引率に関する IASB のスタッフのレターに言及している。このペーパーの設例の中で、スタッフは、単一の保険契約の中にも、割引の対象となる異なった 3 つのタイプの期待キャッシュ・フローが存在する可能性があり、その割引にはそれぞれに独自の適切な方法があるという事実を強調している。

- 1) 保険負債を担保する資産に応じて変化しないキャッシュ・フロー(スタッフペーパーでは、"固定されたキャッシュ・フロー"と呼ばれている)、これは単一のイールド・カーブを使用して割引くことが出来る。
- 2) 資産の運用実績に従って変化するキャッシュ・フロー、これは資産価値の変化に応じて測定出来る。及び、
- 3) オプション及び保証、これらはオプション価格技法を用いて測定すべきである。

最終の IFRS の基準書に含まれるガイダンスの開発のためのベースとして、我々はスタッフのこの分析に同意している。有配当契約及び無配当契約の双方についてのバランスの取れた詳細なガイダンスは、高品質な IFRS を創造するために必須のステップである。

## プロジェクトの原理及び前提(Project axioms and assumptions) (2月 17日)

スタッフは、一月の下旬、両審議会の検討資料として保険プロジェクトがその基礎とする原理及び前提に関するペーパーを公表した。このペーパーは、原理については、"我々が自明なものと考えている、若しくは更なる決定の出発点として受け容れる命題の様なもの"と定義している。又、前提については、"両審議会が ED の開発途上で採択する結論で、両審議会による詳細な再検討が必要となるとは考えられない様なもの"と定義している。

両審議会は、この原理及び前提に係るペーパーに同意し、更に保険者が、保険負債の担保 や他の投資目的のために保有するかの如何に拘わらず、金融資産の会計に関するガイダン スとして存在する唯一の IFRS である、IFRS9 についての前提も追加した。

この様な原理及び前提の承認は、これらの原理及び前提は両審議会を特定のアプローチに 閉じ込めるものではなく、事後に結論の再検討が必要とされる場合には、後日改めて検討 することも可能であるべきであるという警告を含むものである。

ここで原理は、以下の様なものである。

- ・ 理想的な測定モデルは、現実に存在する(デュレーションミスマッチを含む)全ての 経済的ミスマッチを報告するものであり、又、会計上のミスマッチの起因とはならな いものである。
- ・ 理想的な会計モデルは、保険契約に組み込まれたオプション及び保証の本源的価値及 び時間価値の双方を反映すべきである。
- ・ 貨幣は時間価値を持っており、企業が、貨幣の時間価値を含む方法でその負債を測定 する場合に、自らのポジションをより忠実に表現する。

#### 又、前提は、以下の様なものである。

- ・ 両審議会は、保険契約に係る基準を開発する予定であり、保険契約の基準が存在しない場合に、保険契約に適用される可能性がある現時点の、又は、提案された一般的な 基準を要求する方法は採らない。
- ・ 基準書は、保険者の視点から保険契約の会計処理を取り扱うものであり、契約の担保 とされる資産、又は、その様な資産を発行する企業を取り扱うものではない。IASBで は、契約を担保する金融資産は、IFRS9に従って測定される。
- ・ 両審議会は、保険契約を、キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローのパッケージを産み出すために相互に調和した権利と義務の束を創出するものと考える会計モデルをベースとして基準書を開発する。
- ・ 一般論としては、最終の IFRS の基準書は、保険契約をそのポートフォリオ・レベルで 測定するものになる。
- ・ 会計モデルは、契約の始期に設定され繰越された見積もりではなく現在の見積りと、 可能であれば、観察可能な市場のデータと整合的なインプットをベースとする。
- ・ 保険負債の測定に組み込まれたキャッシュ・フローは、保険者が保険契約を履行する際に生ずるキャッシュ・フローである。
- ・ モデルは、将来キャッシュ・フローの期待価値を用いるものであり、単一の最も起こ り得る結果を用いるものではない。
- 負債の測定には、保険者自らの信用状況の変動を反映するものではない。

#### Deloitte の立場

原理及び仮定に示されている現在の出発点は、ED に対する我々の回答レターに記載した 我々の提案と平仄が取れており、又、保険契約のプロジェクトがそれに従って進められ るべき合理的な基礎を反映している。

しかしながら、"ED の会計モデルと IFRS9 の相互作用が、保険ビジネスモデルの意味のある価値測定につながるということを確認することは重要である"という見解を、我々はこれからも保持して行く。

更に、我々は、IFRS9 のプロジェクトが、この重要なゴールに到達することを助ける新しい好機を提議しているのではないかという見解も持っている。例えば、保険者の資産 - 負債マネジメントを反映可能なマクロヘッジ会計アプローチの開発が、IFRS9 に加えたヘッジ会計に関する提案に従って、推進される可能性がある。

キャッシュ・フローの見積りに冠する適用ガイダンスの開発 (Developing the application guidance for cash flow projection) (2月18日)

両審議会は、将来キャッシュ・フローの見積り、例えば、一般間接費(general overhead)等の特殊なキャッシュ・フローの取り扱い、更には、EDで提案された詳細ガイダンスのレベルについて審議を行った。スタッフは、以下の諸点について両審議会の承認を求めた。

- 数学的平均を参照するために期待価値の測定目的を明確にすること
- ・ 見積りの実行に当たっては、全ての可能性あるシナリオを考慮することは要求されて おらず、測定の目的を達成するに充分なシナリオだけの検討が要求されていることを 明確にすること
- どの様なコストがキャッシュ・フローの中に含められるかについて確認すること
- 間接コストは発生時で費用処理することを確認すること
- ・ 定義から"増分"という用語を削除すること

測定の目的は、期待将来キャッシュ・フローの数学的平均値をベースとすべきであること について両審議会は、スタッフと合意した。

審議会は、非常に限定された数のシナリオを持つ損害保険契約(例えば、全損のみ担保す

る損害保険契約)、又は、最終結果が特に広範で多様性に富む損害保険契約(例えば、結果が判明した時の実際の最終的損害実績が、想定した数学的平均値と大きく異なる可能性がある賠償責任保険)については、設例的例示が必要になる可能性にあることをコメントしている。このコメントへの対応は、最終のIFRSの基準書がドラフトされる投票前の作業の中で処理される。

又、両審議会は、全ての可能性あるシナリオを見積ることを要求する ED を修正すること についてもスタッフと同意し、更に、期待価値の評価に際しては、全ての可能性あるシナリオではなく、"充分な (sufficient)" 数のシナリオが検討されるべきであると結論を下した。

両審議会は、"契約活動に直接的に関連する"コストのみが、負債のキャッシュ・フローの中に含められるべきであると決定し、これによってスタッフに提案された配分されるコストという広いコンセプトは破棄された。

両審議会は、ポートフォリオ・レベルでの増分テストも、それが冗長と思われることから、 削除するスタッフの提案に同意した。

双方の審議会は、提出された他の全ての提案に同意した。

#### Deloitte の立場

コメントレターでの提案のとおり、期待将来キャッシュ・フローの数学的平均値の測定の 目的のベースを置く両審議会の決定に同意する。

限定された充分な数のシナリオに焦点を当てる決定は、ガイダンスの作成と確率加重された見積の"充分性(sufficiency)"を達成するために必要な統計的確実性のレベルについての開示を要求する可能性がある。

明示的リスク調整アプローチについての収斂のための両審議会の試み (Attempts to converge the Boards on an explicit risk adjustment and

(Attempts to converge the Boards on an explicit risk adjustment approach) 2月18日及び3月2及び15日)

2月18日の会議にスタッフは、測定モデルに関するペーパーを提出した。そのペーパーは、 明示的なリスク調整モデルと複合マージンを用いるモデルの双方をカバーしたものであっ た。この段階では、両審議会に対して彼らの再審議を完了することを求められた訳ではな い。その代わり、スタッフはこの問題を 2 つのパートに分割することを提案した。最初のパートは、信頼性ある評価技法が識別可能であるという前提をおいて、明示的リスク調整が、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するものであるか否かに関する結論を下すことである。

スタッフの提案では、この重要な論点に関する再審議の第2のパートは、リスク調整評価 技法の信頼性という論点について検討するものであるとされている。幾つかのコメントレ ターが、このモデルの本質的な弱点としてリスク調整見積りに係る信頼性の欠如を挙げて いた。

最初のパートの質問が、この主題に係る過去の討議において審議会の賛否を分けた論点を 慎重に避けていることを理由として、両審議会の大半が、リスク調整に関するスタッフの 見解に反対することは困難であるとコメントした。要約すれば、両審議会のコメントは、 リスク調整の測定が適切に行われていれば、リスク調整の評価は、財務諸表の利用者に有 用な情報を提供するものであるが、その測定がどの程度実際的であるかの評価を伴わない 場合、リスク調整アプローチが、複合マージン・アプローチよりも何か良いものであると いう結論を下すことは出来ないというものである。

リスク調整の有効性は、負債のキャッシュ・フローのバイアスのない見積りが出来るか否かにかかっている。審議会の幾人かの理事は、バイアスのない見積りが常に可能であるという点と、見積りのプロセスが、理論的にはリスク調整に帰属する発生確率の要素を不可避的に捕捉するものであるという点について納得していない。換言すれば、彼らは、確率加重されたキャッシュ・フローの平均には、正の結果よりも負の結果に、より重心を置く余裕部分(allowance)が含まれていると考えている。

両審議会は、市場ではリスクマージンがどの様に計算されているかについての教育セッションを設定することをスタッフに依頼し、その時点で改めてこの論点を再検討することとした。

リスク調整技法に関する教育セッションを準備する過程で、スタッフは、審議会の複数の 理事によって示された懸念、即ち、リスクが二重にカウントされる可能性とビルデイング・ ブロック・モデルの中の他の測定項目との関係に焦点を当てたペーパーを 3 月 2 日の合同 会議に提出した。スタッフの結論は、ビルデイング・ブロック・モデルが適切に運用され ている限り、二重にカウントされる重要なリスクは存在しないというものであった。両審 議会は、リスク調整技法に関する教育セッションを準備するための有効なステップとして スタッフのペーパーの結論に同意した。 最初の教育セッションは、3月15日の合同会議で行われた。プレゼンテーションは、Munich Re の Chief Risk Officer である Joachim Oechslin 氏によって行われた。このプレゼンテーションの特徴は、保険契約についてリスク調整負債を含むモデルの使用を支持するものであると我々は考えている。Oechslin 氏は、Munich Re が開発した保険負債の市場整合的な評価モデルの使用について説明し、市場への外部ディスクロージャーを含む様々な目的のためにこれらの手段を会社が使用していることもプレゼンテーションの中で言及した。

Oechslin 氏は、Munich Re の計算のベースは、保険負債のキャッシュ・フローに倣って作られた複製ポートフォリオであるという説明をした。この計算には、資本コスト技法を使用して計算したリスクマージンが含まれている。資本コスト法の首尾一貫した適用のための開示要件として、この技法が到達すべき信頼水準(例えば、99.5 パーセンタイルの信頼水準)、この信頼水準が適用される期間(time horizon)(例えば、これからの12ヵ月)及び、資本コストのレートからなる重要な要素が明確に開示されるべきことが強調された。

同じ主題についての 2 回目の教育セッションが、3 月 22 日に計画されており Swiss Re の Mark Swallow 氏及び Lonergan, Edwards & Associates の Tony Coleman 氏のプレゼンテーションが予定されている。

#### Deloitte の立場

見積りの根底にある不確実性を明示的に測定する ED の提案を、我々はコメントレターの中で支持している。即ち、リスク調整の開示によって、報告日において有効な保険ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの結果のボラティリティーが異なる程度についてのマネジメントの最も直近の見解を、財務諸表の利用者が評価することが可能となる。保険契約金額の当初認識以降に入手された情報をベースとして残存する不確実性の評価を更新するリスク調整アプローチの方が、複合マージン・アプローチよりも望ましいアプローチであると我々は考えている。

リスク調整の明示的測定は、ED の包括的モデル (ED's overall model) におけるキーとなる要素と思われる。以下の領域について、最終の IFRS の基準書が明確にすることによって、リスク調整の適用はより改善されたものになると思われる。

1 ED35 項に規定されているリスク調整の測定を巡る原則は混乱しており、実務上の多様性をもたらす可能性があると我々は考えている。我々は、リスク調整については、"究極的な履行キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性を削除するために保険者が合理的に支払うであろう金額"と定義すべきであると考えている。

2 ポートフォリオの定義は、適用ガイダンスで補完されていない。この結果、実務での 多様性が引き起こされる可能性がある。最終の IFRS の基準書には、ガイダンスが含 められるべきであり、そのガイダンスで、異なる法的構造 (legal structure) の下でポ ートフォリオがどの様に定義されるかについて説明すべきである。ポートフォリオが、 保険者の法的構造の影響を受けずに定義される場合、それは財務諸表の利用者にとっ てより目的適合性があるものとなると思われる。

連結グループ内にポートフォリオの分散効果の便益へのアクセスを認める実行可能な契約が存在する場合には、ポートフォリオ内のリスク分散効果の程度は、報告企業の連結レベルにおいて最も高くなることを説明するガイダンスが、最終の IFRS の基準書では開発されるべきである。更に、ポートフォリオ・レベルでの再較正アプローチを求める我々の提案は、定義の適用に貢献するものと思われるが、このことも提供ガイダンスに含められるべきである。

3 保険者がリスク調整を算定する場合、検討の対象となるポートフォリオには、その契約グループに含まれる全ての契約とその契約のグループを再保険する購入した再保険のもたらす便益が含まれるべきであることを、審議会は最終の IFRS の基準書において明確にすべきであると我々は考えている。再保険契約の購入の前と後で計算されるリスク調整は、再保険資産の評価にも用いられると思われる。

適用範囲及び保険契約の定義(Scope and definition of an insurance contract) (3月1,2及び15日)

これらの 3 つのセッションを通じて、両審議会は、新しい会計基準の適用範囲及び新しい 基準書の中で保険契約がどの様に定義されるかについて収斂的合意 (converged agreement) に達したと思われる。

割引率及びリスク調整に関する討論ほどの議論があった訳ではないないが、それらの合意は、測定モデルの適用についてのパラメーターを規定するものであることから、新しい IFRS の将来の実行に係る基礎となる決定である。定義を充たさない取引、及び、新しい IFRS 及び米国の会計基準の適用範囲から慎重に除外された取引は、異なる IFRS に従って会計処理されなければならない。

スタッフは、提案された適用範囲についての回答者の懸念を識別しており、それらの懸念 に対する解決策も提案しているが、保険契約の定義を充足しない場合であっても実質的に は全ての有配当契約を新基準の適用範囲に含める決定を巡る回答者の懸念に対しては、解 決策の提案を行っていない。

スタッフは先ず、サービスの提供を基本的な目的とする契約で、且つ、短期契約に係る修正アプローチの対象となる契約のみが適用除外となるように、固定料金のサービス契約に係る適用除外のための要件を拡大する提案を行った。固定料金サービス契約を適用除外とする用語(wording)の結果として、明らかに保険とは関係しない契約(例えば、法的サービスの提供を行う固定料金契約)も、新しい IFRS の適用範囲に含められる可能性があったことから、この提案は全体の構成に関する懸念を解決するものと思われる。

両審議会の多くの理事が、スタッフの提案は、多くの非保険者が所有する契約が保険契約に該当しないか否かについて、又、契約(明らかに保険サービスの提供を意図していない契約を含む)が、修正アプローチの適用範囲に含まれるか否かについて検討することを要求するものではないかとの懸念を表明した。両審議会は、自らの契約に免除規定を申請する非保険者にとっては、その様な手続は過度に厄介なものであると考えている。

広範な討議を経て、両審議会の多くの理事が、適用除外規定は必要であること、及び、手続の実行を過度に厄介なものにしないことについて同意した。両審議会は、適用除外は非保険サービスの提供を基本的に意図する契約をベースとして規定すること、及び、修正アプローチに言及をする部分は削除することをスタッフに暫定的に指示した。今、経験している問題点は、充分に堅固ではない保険契約の定義に起因するものであると両審議会は考えており、後日保険契約の定義が討議される際、改めて検討するようスタッフに指図した。

スタッフは次に、未だ討議の俎上に挙げられていない適用除外について、現在、若しくは、 将来の会議でコメントするよう両審議会に求めた。それらの適用除外契約は以下のとおり である。

- 製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証
- ・ 従業員給付制度における事業主の資産及び負債並びに確定給付退職給付により報告される退職給付債務
- ・ 契約上の権利又は契約上の義務の内、非金融項目の将来の使用又は使用権を条件とするもの
- ・ 製造業者、販売業者又は小売業者が提供する残価保証及びファイナンス・リースに組 み込まれた借り手の残価保証
- ・ 企業が保有する元受保険契約(即ち、企業が保険契約者である元受保険契約)

後日行われる保険契約の定義に関する再討議の結果に左右されるが、両審議会は、上記契

約を草案での提案と同様、適用除外とすることに全員一致で同意した。

スタッフは、3月2日の会議で、適用範囲に係る3番目の論点に戻った。この会議で、スタッフは、今日のIFRSの中に現在も存在する適用範囲の考え方(scope regime)を、新しいIFRSの基準書にも残すことを提案した。現在のIFRSは、金融保証契約を保険基準の枠外に置き、その契約は、金融商品として会計処理されている。金融保証契約が、保険契約として取り扱われるのは、企業が予め、金融保証契約を保険契約として取り扱うことを表明し、当該契約が保険契約として会計処理されるよう指定した場合に限定されている。IAS39の制度で金融保証契約は、契約日において公正価値で測定され、負債は、IAS37に従って行われる既発生及び期待信用損失テストを条件として、事後の期間において規則的、且つ、合理的に損益に解放される。

スタッフは更に、単体の財務諸表で会計処理される連結会社の保証について公正価値評価の要求を免除するような規定は置かないことを将来のIFRSで明確にするよう提案した。

このスタッフの提案を IASB は完全に支持した。

U.S.GAAP に従って現在行われている金融保証契約に係る複雑で多様な会計上の取り扱いを残すべきであるというスタッフの提案にも拘わらず、保険契約の適用範囲と金融商品の会計基準の双方に関係する金融保証契約の会計処理に関する論点を、共同で解決することが両審議会にとって望ましいという点について、両審議会が合意するために FASB は IASB と議論した。FASB 審議会は、この問題を協議するプロジェクトは、現在の保険契約のプロジェクトとは別個のものとすべきであることを提案し、FASB は、IASB に対して、保険契約プロジェクトを計画通りに完成させ、両審議会の減損プロジェクトが完成した段階で、金融保証契約の取り扱いに関する合同コンバージェンス・プロジェクトを立ち上げるべきであると提案した。

両審議会は、この提案に同意し、更に FASB は 6 月に公表する米国の会計基準の草案に、現在の IFRS の適用範囲を採用することに同意した。これによって、新しいコンバージェンス・プロジェクトが完了した段階では、金融保証契約は U.S.GAAP、又は、IFRS のいずれの基準に拠った場合にも同じ方法で取り扱われることになる。

適用範囲に関する一連の討議は、3月15日の合同会議で完了し、そこで保険契約の定義についてのスタッフの提案が示された。

ED は、重要な保険リスクが移転されていない契約は保険契約ではないとする IFRS 4 のア

プローチを引き継ぐことを提案している。

将来の IFRS に向けて、スタッフは2つの代替案を示した。

- a) 現在のIFRS本文にないが、EDの中には含まれている、保険リスクが充分移転されているかを評価するための、追加条件の再確認をする。EDで追加された条件は、キャッシュ・フロー測定、一定のシナリオで支払われる追加給付(additional benefits)の重要性及び保険者が損失を蒙る可能性があるかを判定する際に、貨幣の時間価値を考慮することである。
- b) 保険リスクが充分移転されているか否かの評価に加えられたこれらの条件を撤回する。

両審議会は、IFRS4には存在しないが、EDで提案された以下の追加条件について暫定的に確認した。

- a) 保険者が、特定のシナリオにおいて重要な追加給付を支払うか否かの判定の際に、保険 者は貨幣の時間価値の効果を勘案すべきである。
- b) 保険者によって支払われる正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が、保険料の現在 価値を越える可能性のある、商業実態のあるシナリオが1つも存在しない場合、当該契 約は重要な保険リスクを移転していない。

両審議会は、再保険者が、出再された保険証券に内在する保険リスクを実質的に全て引受けている(例えば、比例再保険特約において移転されたリスク)。しかし、そのビジネスの再保険ポートフォリオで再保険者が、IFRS4で定義される様な損失を蒙ることは非常に限定された可能性でしかあり得ないような状況を取り扱う追加ガイダンスを、最終のIFRSの基準書に含めることを要求した。追加のガイダンスは、発生の可能性は限定されてはいるが商業的実態を持つシナリオの1つであるという説明をすることになる。

FASB は、全員一致でこの結論に賛成の投票を行い、IASB はその圧倒的多数がこの結論に 賛成の投票をした。

#### Deloitte の立場

我々はコメントレターで、固定料金サービス契約を新たに適用除外とする適用除外規定に関する修正提案に反対することを表明している。この適用除外規定は適切に定義されておらず、この様な IFRS の基準書が適用されることは、目的適合性が限定された情報を提供する結果となる。両審議会のこの結論は、新しい IFRS の基準書で再検討されることを望む。

金融保証契約については、企業に会計処理の選択権を与えることを Deloitte は提案してい

る。即ち、金融保証契約が、企業のビジネスモデルの中で、保険ではなく金融商品として 取り扱われている場合には、当該契約は、IFRS9 に従って会計処理される。このアプロー チは、現存の適用範囲の要件を維持するものであり、実務でも適切に稼動している。又、 このアプローチは、両審議会が暫定的に決定したアプローチである。

ED で付け加えられた変更は、IFRS4に既に存在する分類の原則を更に明確にしようとするものであり、語句の明確化に属するものであることから、我々は、保険契約の定義及び関連するガイダンスについてコメントレターの中で支持を表明している。IFRS4の適用は、両審議会が、最終のIFRSの基準書に含めることを暫定的に決定した、2つの追加の説明事項と整合するものであると我々は認識している。従って、IFRS4が採択されている法域において、現在既に保険契約と分類されているものが変更されるような事態を、我々は想定していない。

アンバンドリングの複雑性を学ぶ)

(Learning about the complexities of unbundling)

(2月16日 - 教育セッション)

提案されたアンバンドリング・モデルについて提起された深刻な懸念に対応すべく、スタッフは両審議会のために、契約を保険要素と非保険要素に分離することに起因する効果、コスト及びベネフィットに焦点をあてた教育セッションをアレンジした。スタッフの概要説明及び PwC の Sam Gutterman 氏及び Gail Tucker 氏による外部のプレゼンテーションに加えて、MetLife の Leonard Reback 氏から、ED/DP で提案されているアンバンドリングの実務的な問題点に焦点を絞ったプレゼンテーションを受けた。

提案されているアンバンドリング・モデルについての主な懸念には以下のものが含まれる。

- ・ アンバンドリングに関わる時間とコストは、無視出来ないものとなる可能性を持っている。1人のプレゼンテーターは、仮にアンバンドリングの要求が明確で、且つ、適切に構築されたものであれば、アンバンドリングのための追加コストを小さなものにするため、IFRS4 のフェーズⅡが要求する新しいシステムの開発にアンバンドリングが含められる可能性があると指摘した。
- ・ 異なる要素間にコスト及び費用(charge)を按分するために、又、キャッシュ・フローと報酬(fee)を保険要素と非保険要素に配分するために判断が関与することから、 (特に、個々の構成要素中でそれらのコストを異なる方法で取り扱うことから特に恣

意性が働く可能性が大きく、アンバンドリングは、結果としてはそれぞれの構成要素を矛盾なく取り扱うことにはならず、更には、決定に有用な情報を提供するものにはならないと思われる。

・ 契約の利益のプロフィールは、残余マージンの償却に依存しており、又、アンバンドルされる契約とアンバンドルされない契約の双方に重要な差異はない可能性がある。 逆に、一方の契約はアンバンドルされ、他方の契約はアンバンドルされないものとすれば、経済的には類似の契約が、異なって測定がされる可能性がある。

ED/DPで提案されているアンバンドルを実行することによる重要なベネフィットを二組の プレゼンテーターのいずれも認識しておらず、以下のような僅かなベネフィットのみ認識 していた。

- 保険契約の金融商品の部分が独立した金融商品と整合的に取り扱われる。
- ・ 預金要素及び組込デリバティブに関連する特定の会計上のミスマッチが軽減(削減ではない)される可能性がある。しかしながら、この 2 つのケース共、他の測定方法によった場合でも、結果として似たような軽減効果になることが認識されている。

両審議会は、その会議での結論は求められておらず、何の結論も下されていない。幾人かの理事が、"利益の源泉"の開示が、アンバンドリングが提供するのと同様の情報を提供する可能性があること、及び、この開示による手法の方が、おそらく整合的に財務諸表を作成し易くする可能性を高めるのではないかと指摘した。これに対して、幾人かの理事は、アンバンドリングは、報告期間におけるコストと稼得利益について明快な情報を提供するものであり、それが適格に実行されれば、報告の可変性(variability)はしばしば限定されるものであると指摘した。しかし、コストと可変性に関する明快な情報が提供出来るか否かについては、目的適合性のある理解し易い会計基準と理解し易いガイダンスをセットで提供する立場にある両審議会の責任であることを彼らは認めた。ED/DPに対するフィードバックを考えれば、両審議会が、このような明快性と理解可能性を達成してはいないということは明らかである。

#### Deloitte の立場

アンバンドリングは、財務情報の準備のために過度な負担を要求することなく、意思決定に有用な情報を提供するものでなければならないとする我々の確信は不変であるが、我々は、両審議会が、このことを達成したとは考えていない。(i)保険契約と相互依存関係になく、且つ、(ii)商業的実態のない理由で保険契約に統合されている要素のみを保険契約からアンバンドリングするよう、両審議会は、提案されているアンバンドルモ

デルを修正すべきであると我々は考えている。

この提案は、明らかに保険基準の枠外にある要素に限定してアンバンドルの会計を適用するという効果を持ち、結果としてより意味のある情報を表示することになると思われる。更に、これによって、現在の提案に従った場合よりも格段に少ない保険契約だけがアンバンドリングの対象とされるものと思われる。

#### 他の暫定的結論及び教育セッション

(Other tentative decisions and educational sessions)

#### 初日利得の認識の禁止及び初日損失会計処理の要求の確認

(Confirmed the prohibition of day-one gains and the requirement to account for day-one losses) (2月18日の会議)

初日の利得及び損失の認識についての決定について再検討した。期待していたとおり、初日利得の認識を支持する回答はなく、初日の損失は認識すべきであるという一般的合意が形成された。両審議会は、損失を直ちに認識することに代えてマージンを負値にする可能性についても検討したが、総括すれば、両審議会はこの処理を支持していない。

損失は直ちに認識するが、一方、利益はマージンとして繰延べられるという懸念に対し、 少数の審議会の理事が、リスク調整と負値の残余マージンの合計値が正味負債を維持する 場合に限って、負値の残余マージンを容認する可能性について提案した。しかし、この提 案については重要な支持の表明はなかったことから、それ以上の決定はされていない。

#### 業界の実務に合わせた保険契約の当初認識タイミングの修正

(Amended timing of initial recognition of an insurance contract aligns to industry practice) (3月15日の会議)

スタッフは、2つの代替提案を提示した。

- ・ ED での原則を再確認し、財務諸表に与える効果が重要でない場合には、保険者は、保 険カバーがスタートする前に保険契約を認識する必要のないことを強調する。
- 保険契約資産及び負債は、保険のカバー期間が始まる時に初めて認識されるべきであるが、マネジメントが、保険カバーが開始される前に契約のポートフォリオを不利な

ものとする要因を認識した場合には、当該不利な契約のポートフォリオは、保険カバーが開始される前でも認識することを求める。

このスタッフの 2 つ目の代替案は、保険者が契約の当事者となった後での、しかし、保険カバーが開始する前での、不利となった契約のポートフォリオに係る負債の認識を求めている。両審議会の幾人かの理事は、最初の代替案で提案されている重要性の強調、及び、多くの保険者に保険のカバー期間開始前に保有する契約をモニタリングすべきことを要求するプロセスの複雑性については異論を唱えた。1人の理事は、この代替案が、EDに規定されている契約の境界線に関する原則に影響を与えるものか否かについて質問を投げかけた。一般論は、この代替案によって契約の境界線の原則が影響を受けることはないであろうというものであるが、この点についてはスタッフによる更なる検討が予定されている。

両審議会は、保険契約資産及び負債は、保険カバー期間が開始する時に最初に認識されるべきであるが、マネジメントが、保険カバーが開始される前に契約のポートフォリオを不利なものとする要因を認識した場合には、当該不利な契約のポートフォリオは、保険カバーが開始される前でも認識することを求めることを暫定的に決定した。

FASB は全員一致でこの決定を支持した。IASB は、その大半の理事が同じ結論に達した。

## 利益マージンの解放についての調査

(Exploring the release of profit margin ) (2月18日及び3月14日 - 教育セッション)

スタッフは、(2月18日に)残余マージンの、又、(3月14日に)複合マージンのアンロッキング及び再測定に係る問題点に焦点を当てた2つの教育セッションを、両審議会のために設定した。このセッションは、異なったアンロッキング及び測定の仮定(損失だけが考慮される場合、又は、割引率の変動のみが調整される場合等)の下で、様々なシナリオがどの様に作動し結果としてどうなるのかについて、スタッフが準備した設例に焦点を当てたものである。この議論をベースとして、両審議会は、この問題が含む複雑性についてよく理解出来たと感じている。

更に、両審議会は、(非金融項目の仮定の有利及び不利な変動は、マージンに反映されると思われることから)、マージンの測定に影響を及ぼすと思われる非金融項目の変動のみを取り込む変動マージン(floating margin)を用いて討議のためのペーパーを作成するようスタッフに指示した。

最も興味深い事実 (factor) は、変動するマージンの使用の可能性である。これは、短期の

ポートフォリオに比べ長期のポートフォリオによりインパクトを与えるものと思われる。 又この変動マージンの使用は、短期の変動が、契約が履行されるに従って発現すると期待 される長期の見通しにではなく、当該変動を吸収する残余マージンの取崩額と共にその期 間の結果に即時に反映されることから、保険契約の測定をより安定的なものにすると思わ れる。

利益に解放される複合マージンの会計アプローチに焦点が当てられた、スタッフ主導の 3 月 14 日の教育セッションにおいて、両審議は、この負債を利益に解放するために所定の公式の使用を提案する ED に対して寄せられたネガティブな反響を認識するよう求められた。スタッフは、リスクをベースとした解放を求める手法も含めた代替的な方法につき例示を用いて説明した。このアプローチは、草案の中で IASB の理事の過半が支持した、リスク調整/残余マージン・アプローチに類似するものである。

## 表示の代替モデル(Alternative presentation models) (2月18日及び3月14日 - 教育セッション)

財務諸表の利用者は、ボリュームに係る目立つ情報を必要としているというコメントレターでの指摘を受けて、両審議会は2回に亘る教育セッションにおいて、EDで提案された要約マージン・アプローチを断念することを目的として、スタッフが用意した多くの包括損益計算書の設例を検討した。

両審議会は、スタッフにこの作業の続行を求め、更に、様々な代替モデルについて保険業界を代表するメンバーと検討/確認するため、3月24日の保険ワーキング・グループの会合にスタッフを招待した。

# フィールドテストの結果 (Field testing results) (3月2日 - 情報交換セッション)

スタッフは、昨年行われたフィールドテストの目的に関するペーパーを提出し、現在、両審議会のために、当該テストの結果を要約し分析していることを説明した。更に、スタッフは、当該要約分析報告を作成する際、スタッフが考慮すべき追加の疑問点及び論点の有無の確認を審議会に要請した。又、現在までのところフィールドテストの結果を見る限り、今日迄に両審議会が下した決定の再検討を求めるような事項は出ていないことをスタッフは明らかにした。

FASB のメンバーは、認識された全ての論点及びそれらの論点が両審議会によって討議され、

結論が下されたか否かを示す報告書の作成をスタッフに求めた。両審議会は、また、基準が、財務諸表の作成者及び利用者のニーズに対応していない可能性のある領域を識別するために、基準が施行される以前と以後に GAAP としては未だ確立されていない開示が用いられた可能性がある範囲に関する情報の収集をスタッフに求めた。スタッフは、これらのタスクの実行に同意したが、彼らの作業は、フィールドテストの機密保持契約の制限内で行われるものであることを示した。

## 次のステップ (Next steps)

両審議会は、3月21及び22日にも合同会議を開き、又、3月24日には、財務諸表の利用者及び作成者の代表とこれまでの基準開発の進捗状況を議論するため、保険ワーキング・グループのメンバーと会合する予定である。